



# 国際機関及び他国公的輸出信用機関の 環境社会配慮確認ガイドラインの動向

第2部 他国公的輸出信用機関の環境社会配慮確認ガイドラインの動向

---

2021年3月12日



E&E Solutions Inc.  
イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社



# 発表内容

## 第1部 JBIC/NEXIが適合を確認する環境社会配慮確認ガイドライン

1. 国際機関及び他国公的輸出信用機関の環境社会配慮確認ガイドラインの動向：総論
2. JBIC/NEXIが適合を確認する環境社会配慮確認ガイドライン
  - 世界銀行の環境社会配慮確認ガイドライン
  - 国際金融公社の環境社会配慮確認ガイドライン
  - 世銀グループEHSガイドライン

## 第2部 他国公的輸出信用機関の環境社会配慮確認ガイドラインの動向

1. 各国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインの概要
2. 2015年以降に環境社会配慮確認ガイドライン等を改訂した機関の事例



# はじめに…

## 本発表における用語の定義①

- プロジェクトにおける環境や社会に対する配慮：**環境社会配慮**
- 金融機関が融資等を実施する際に、プロジェクトに対して実施する環境社会配慮面に係る審査：**環境社会配慮確認**
- 金融機関が定める環境社会配慮確認に係るガイドライン：**環境社会配慮確認ガイドライン**
- 「JBIC：環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」：**JBIC環境ガイドライン**
- 「NEXI：貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」：**NEXI環境ガイドライン**
- 対象機関：

<b>国際機関</b>	<b>7機関</b>	世界銀行（以下「世銀」） 国際金融公社（以下「IFC」） アジア開発銀行（以下「ADB」） アジアインフラ投資銀行（以下「AIIB」） 欧州復興開発銀行（以下「EBRD」） 欧州投資銀行（以下「EIB」） 米州開発銀行（以下「IDB」）
<b>公的輸出信用機関（以下「ECA」）</b>	<b>6機関</b>	米国輸出入銀行（以下「USEXIM」） 加国輸出開発公社（以下「EDC」） 英国輸出信用保証局（以下「UKEF」） 仏国公的投資銀行（以下「Bpifrance」） 独国ユーラエルメス（以下「Euler Hermes」） 伊国外国貿易保険株式会社（以下「SACE」）



## 本発表における用語の定義②

- 環境社会配慮確認に係るガイドライン

金融機関自身の方針や姿勢を示したもの  
**ポリシー**

具体的な審査手順を示したもの  
**ガイドライン**

顧客向けスタンダードを示したもの  
**スタンダード**

- プロジェクト分類

- プロジェクトの潜在的特性に基づく分類：**カテゴリ分類**

- 環境社会リスク・影響に対応することへの事業者のコミットメント及びキャパシティをふまえた、プロジェクトの時間軸に応じたリスクに基づく分類：**リスク分類**

---

## 第2部

1 各国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインの概要

2 2015年以降に

環境社会配慮ガイドラインを改訂した機関の事例





# 1. 各国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインの概要



## 1-1 環境社会配慮確認におけるECAのベンチマーク



# OECD環境コモンアプローチ

公的輸出信用に関連する潜在的な環境・社会的影響とリスクを特定・検討し、対処することを目的として、環境社会配慮確認実施に係るECAのための共通のアプローチを示したもの

= 加盟メンバーが輸出信用を供与するにあたり遵守すべき共通の環境審査手法を定めたルール

- 1990年代 環境問題への関心が高まる中、独自に環境ガイドラインを策定するECAが現れ、OECD加盟国のECA共通の指針の策定を求める動きを受け、1998年にプロジェクトのリスク評価に際して環境配慮面を強化する方針を盛り込んだ声明を発表したのがはじまり
- 2003年 ECAのための共通の環境上の指針であり加盟メンバーが輸出信用を供与するにあたり遵守すべき共通の環境審査手法を定めたルールとして「OECD環境コモンアプローチ」制定。2003年採択以降、2005年、2007年、2012年、2016年に改訂（最新版は2016年版）
- OECD環境コモンアプローチの目的の他、共通のルールとして、プロジェクトのスクリーニング、カテゴリ分類（リスク分類には言及なし）、環境社会レビューの手法、評価/意思決定/モニタリング、情報公開、OECDへの報告について定めている。
- Annexには、カテゴリAと分類されるプロジェクトの例示、及び環境社会影響評価（ESIA）報告書の概要について示されている。
- ECAは、32カ国38機関（2020年7月時点）。各ECAはOECD環境コモンアプローチに沿って環境社会配慮確認の運用を行っている。

参考：ECA38機関（2020年7月OECD記載順）青字：本邦ECA



国名	組織名称
Australia	Australie Export Finance Australia
Austria	Autriche Oesterreichische Kontrollbank AG
Belgium	Belgique Credendo
Canada	Canada Export Development Canada
Czech Republic	Export Guarantee and Insurance Corporation及びCzech Export Bank
Denmark	Danemark Eksport Kredit Fonden
Estonia	Estonie KredEx
Finland	Finlande Finnvera
France	France Bpifrance Assurance Export
Germany	Allemagne Euler Hermes Aktiengesellschaft
Greece	Grèce Export Credit Insurance Organisation
Hungary	Hungarian Export-Import Bank Plc.及びHungarian Export Credit Insurance Plc
Israel	Israël The Israel Export Insurance Corp. Ltd.
Italy	SACE and SIMEST
Japan	Nippon Export and Investment Insurance及びJapan Bank for International Cooperation
Korea	Korea Trade Insurance Corporation及びThe Export-Import Bank of Korea

国名	組織名称
Latvia	Lettonie Development Finance Institution Altum
Luxembourg	Luxembourg Office du Ducroire
Mexico	Mexique Banco National de Comercio Exterior
Netherlands	Pays Bas Atradius Dutch State Business
New Zealand	Export Credit Office
Norway	Export Credit Norway及びGarantiinstituttet for eksportkreditt
Poland	Korporacja Ubezpieczen Kredytow Eksportowych
Portugal	Portugal Companhia de Seguro de Creditos
Slovak	Export-Import Bank of the Slovak Republic
Slovenia	Slovenie Slovenska izvozna in razvojna banka, d.d.
Spain	Compania Espanola de Seguros de Credito a la Exportacion
Sweden	Exportkreditnämnden及びAB Svensk Exportkredit
Switzerland	Suisse Swiss Export Risk Insurance
Turkey	Turquie Export Credit Bank of Turkey
United Kingdom	UK Export Finance
United States	Export-Import Bank of the United States





# OECD環境コモンアプローチ（2016）の主な改訂点

イシュー	主な改訂点
人権	<ul style="list-style-type: none"><li>スクリーニング段階：<ul style="list-style-type: none"><li>スクリーニング時、人権へ重大な影響を及ぼす可能性に関して確認を実施する点が追加</li><li>スクリーニング後、10百万SDR未済等であっても人権への重大な影響が想定されるプロジェクトは、環境社会配慮確認の対象外とはならないと追加</li></ul></li><li>プロジェクトが特定の人権に重大な影響を及ぼす可能性が高い場合、同人権影響の確認が必要となる場合がある点追加（なお、確認方法に係る具体的記述なし）</li><li>プロジェクトに関連する人権について、OECDの多国籍企業行動指針及びビジネスと人権に関する指導原則に関する問題も含め考慮することが追加。</li></ul>
原子力セクター	<ul style="list-style-type: none"><li>EHSガイドラインを補足するセクター別ガイドラインとして、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（Joint Convention on the Safety of Spent Fuel Management and on the Safety of Radioactive Waste Management）が追加。</li><li>同セクター別ガイドラインが適用される際の対象として、原子力発電所に加え、その他の原子力施設が追加。</li></ul>
GHG排出	<ul style="list-style-type: none"><li>化石燃料を使用するすべての火力発電所に対し、温室効果ガス年間排出量の予測を輸出信用作業部会（Working Party on Export Credits and Credit Guarantees）へ報告することが追加（同報告は一般には公開されていない）。</li><li>操業段階において年間25,000トンのCO2換算排出量を超えると予測されるプロジェクトの場合は、予測される年間のCO2換算排出量を報告する点に、化石燃料発電所プロジェクトの場合は、全てにおいて年間の温室効果ガス排出量の推定値を報告すると追加。温室効果ガス6種類（CO2、CH4、N2O、HFCs、PFCs、SF6）に関しては、プロジェクトの操業段階における直接的及び間接的な年間のCO2換算排出量、及び／または炭素原単位（例：g/kWh）別の直接的な年間のCO2換算排出量を報告することが追加。（一般には公開されていない）</li></ul>



# 1. 各国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインの概要



## 1-2 調査対象のECAのガイドラインの概要



# 米国輸出入銀行の環境社会配慮確認ガイドライン

ガイドライン名称 (最新発行年)	Environmental and Social Due Diligence Procedures and Guidelines (2013年)
カテゴリ分類	A/B/C
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>環境社会配慮確認の方針や手続きを示した本文と顧客に向けたガイダンスであるAnnexから構成。内容は、OECD環境コモンアプローチ等の要求事項を反映。</li><li>Annex には、特定のセクター（エネルギー消費当たりの二酸化炭素排出量の多いプロジェクトに関する追加指針、原子力セクターのガイドライン）におけるプロジェクトに求められる環境社会配慮についてのガイダンスが示されている。</li></ul>
環境レビュー結果・ モニタリング結果の 公開状況	<ul style="list-style-type: none"><li>融資契約締結済みの案件の環境レビューの結果やモニタリング結果の公開は実施していない。</li></ul>
環境社会配慮確認ガ イドラインの異議申 立制度	<ul style="list-style-type: none"><li>あり Environment and Social Projects Information and Complain portal（米国輸出入銀行苦情ポータル） * 苦情対応を行うのは米国輸出入銀行自身であり、独立した存在ではない。</li></ul>



# 加国輸出開発公社の環境社会配慮確認ガイドライン

ガイドライン名称 (最新発行年)	Environmental and Social Review Directive (2019年)
カテゴリ分類	A/B/C
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>2019年に環境社会配慮確認ガイドラインの改訂が行われた。 ＜環境社会配慮確認ガイドライン改訂プロセス＞<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 2018年5月～9月にステークホルダーからの意見を受け付け、それに対する回答をウェブサイトにて公開（パブリックコンサル会合は開催せず）</li><li>✓ 2019年～2020年にかけて、Environmental and Social Risk Management Frameworkを公開</li></ul></li><li>Environmental and Social Review DirectiveがJBIC/NEXI環境ガイドラインに相当し一定のプロジェクトに対し適用される手続き手順を示したもの。環境社会配慮確認の方針や手続きを示した本文（第1部に相当）と顧客に向けたガイダンスを示したAnnex（第2部に相当）から構成。内容は、OECD環境コモンアプローチ等の要求事項を反映。</li><li>別途同機関の姿勢を示したポリシーを制定している点、他ECAと異なる。</li></ul>
環境レビュー結果・モニタリング結果の公開状況	<ul style="list-style-type: none"><li>融資契約締結済みの案件の環境レビュー結果を公開。</li><li>モニタリング結果の公開は実施していない。</li></ul>
環境社会配慮確認ガイドラインの異議申立制度	<ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>



# 英国輸出信用保証局の環境社会配慮確認ガイドライン

ガイドライン名称 (最新発行年)	Policy and practice on Environmental, Social and Human Rights due diligence and monitoring (2020年)
カテゴリ分類	A/B/C
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>環境社会配慮確認の手順等を示した文書。内容は、OECD環境コモンアプローチ等の要求事項を反映。</li><li>2020年11月に改訂。改訂にあたり、パブリックコンサル会合やパブリックコメントは実施されていない模様。与信にあたっての意思決定プロセスの中で、気候変動について考慮する点追記。</li></ul>
環境レビュー結果・モニタリング結果の公開状況	<ul style="list-style-type: none"><li>融資契約締結済みの案件の環境レビュー結果を公開。</li><li>モニタリング結果の公開は実施していない。</li></ul>
環境社会配慮確認ガイドラインの異議申立制度	<ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>



# 仏国公的投資銀行の環境社会配慮確認ガイドライン

ガイドライン名称 (最新発行年)	Our Environmental and Social Commitment (2017年)
カテゴリ分類	A/B/C
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>環境社会に係る審査手続きや手順を示した文書。内容は、OECD環境コモンアプローチの要求事項を反映。</li><li>付保申請書にEnvironmental and Social Appendixを添付することが求められる（JBIC/NEXIスクリーニングフォームに相当）。環境影響の有無の確認においては、負の影響だけでなく、正の影響（パリ協定にどのように貢献しうるか等）の有無について確認している点は特徴的。</li><li>カテゴリ分類を環境レビューの後に実施する点、他ECAと異なる。</li></ul>
環境レビュー結果・モニタリング結果の公開状況	<ul style="list-style-type: none"><li>融資契約締結済みの案件の環境レビューの結果やモニタリング結果の公開は実施していない。</li></ul>
環境社会配慮確認ガイドラインの異議申立制度	<ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>



# 独国ユーラエルメスの環境社会配慮確認ガイドライン

ガイドライン名称 (最新発行年)	Assessment of environmental, social and human rights (ESHR) issues of export transactions: The Common Approaches (2018年)
カテゴリ分類	A/B/C/Existing Operation (既存施設)
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>環境社会配慮確認の考え方や環境社会配慮確認の手順等について示したガイドライン。内容は、OECD環境コモンアプローチの要求事項を反映。</li><li>生産や機能に重大な変化をもたらさず、また、事業による ESHR リスクの影響に変化をもたらさない既存事業は Existing Operation (既存施設) のカテゴリに分類。</li><li>スクリーニング時に、必要に応じて定型化された Questionnaires を活用している。</li><li>OECD 環境コモンアプローチが適用されない場合や Existing Operation (既存施設) の場合等では、レピュテーションに関連するような特定のリスクがあると判断される場合には、包括的なレビューは行わないものの特定のリスクに焦点をあてて確認を行う場合もある。</li></ul>
環境レビュー結果・モニタリング結果の公開状況	<ul style="list-style-type: none"><li>融資契約締結済みの案件のモニタリング実施の有無について公開。但し、モニタリング結果の公開は実施していない。</li><li>環境レビュー結果の公開は実施していない。</li></ul>
環境社会配慮確認ガイドラインの異議申立制度	<ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>



# 伊国外国貿易保険株式会社の環境社会配慮確認ガイドライン

ガイドライン名称 (最新発行年)	Environmental and social due diligence guideline (HPで開示されておらず作成年不明)
カテゴリ分類	A/B/C/Existing Operation (既存施設)
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>環境社会配慮確認の手順等について示したガイドライン。内容は、OECD環境コモンアプローチの要求事項を反映。</li><li>Existing Operation (既存施設) のカテゴリあり。同カテゴリでは環境社会レビューは不要であるが、潜在的な環境社会リスクの評価が必要。</li><li>カテゴリBの環境レビューにおいて、顧客に定型化したQuestionnaireへの記入を求めている。同Questionnaireには、ESG投資であるか否かを確認するために人権関連の質問 (国連グローバルコンパクトへの賛同状況、移民労働者の雇用状況等) も含まれている。</li></ul>
環境レビュー結果・モニタリング結果の公開状況	<ul style="list-style-type: none"><li>融資契約締結済みの案件の環境レビューの結果やモニタリング結果の公開は実施していない。</li></ul>
環境社会配慮確認ガイドラインの異議申立制度	<ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>





## 参考：赤道原則

**赤道原則（Equator Principles）とは、プロジェクトに関連するファイナンス等において環境社会リスクを軽減するための金融機関の自発的な取り組みを示したガイドライン**

- 赤道原則は10の原則から構成される。
- 赤道原則を採択した金融機関（以下「EPFI」）は、赤道原則を遵守するプロジェクトに対してのみ融資することが定められている。
- EPFIは、原則として現地国基準やIFCパフォーマンススタンダードに沿って確認を行っている。
- 世界で37ヶ国116機関の金融機関が署名（2021年2月時点）。米英加等のECAも署名。
- 赤道原則第1版は2003年発行。これまでに3回改訂（2013年/2016年/2019年）。現行版は、赤道原則第4版（EP4）。
- 2020年9月23日付で、EP4適用に向けたガイダンス文書が公開。

前文
適用範囲
アプローチ
<b>10の原則</b>
付属書A、B
別紙I、II、III

原則1	レビュー、およびカテゴリ付与
原則2	環境・社会アセスメント
原則3	適用される環境・社会基準
原則4	環境社会マネジメントシステムとEPアクションプラン
原則5	ステークホルダーエンゲージメント
原則6	苦情処理メカニズム
原則7	独立した環境社会コンサルタントによるレビュー
原則8	制約条項(コベナンツ)
原則9	独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリングと報告の検証
原則10	情報開示と透明性

図 赤道原則（第4版）の構成



## 参考：赤道原則第4版（2019）の主な改訂点

イシュー	主な改訂点
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 適用対象の拡大<ul style="list-style-type: none"><li>□ プロジェクト紐付きコーポレートローン案件の閾値が、総借入額 1億米ドル以上から、50百万米ドル以上に改訂。</li><li>□ 条件に該当するProject-Related Refinance案件及びProject-Related Acquisition Finance案件が追加</li></ul></li></ul>
人権	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 「人権への潜在的な影響に対し、評価を実施することが期待される」との表現に変更。</li><li>□ 原則5：ステークホルダーエンゲージメントにおいて、FPICに係る新たな内容が追加。</li><li>□ 原則5：ステークホルダーエンゲージメントおよび原則6：苦情処理メカニズムの項目の対象として、労働者が追加。</li></ul>
適用される環境社会基準	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 指定国（先進国）で実施されるプロジェクトについて、従来は所在国の環境社会関連の法規制への適合性を評価することが規定されていた。改訂後はプロジェクトにおいて特定のリスクが存在するか評価し、必要に応じてIFC PSを参照する規定に変更。</li></ul>
気候変動	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 2015年のパリ協定の目標達成を支援し、TCFDに従って気候変動関連情報をEPFIが公開することに努めると明記。顧客は環境社会アセスメントまたはその他のアセスメントの一環として、気候変動リスク評価を実施する要請が追加。</li><li>□ プロジェクトの温室効果ガス年間排出量が10万トン-CO2超の場合、顧客は温室効果ガス排出量に加え、必要に応じて、温室効果ガス排出効率（efficiency ratio）を毎年公開することが追加された。</li></ul>
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 機密性の低い生物多様性に関する情報については、生物のデータベースであるGlobal Biodiversity Information Facilityへのデータ提供を推奨するとの一文が追加。</li></ul>



## 2 2015年以降に環境社会配慮確認ガイドラインを改訂した機関の事例



EBRD及びIDB



# EBRDの環境社会配慮確認ガイドライン

ガイドライン名称 (最新発行年)	Environmental and Social Policy 2019 (以下、「EBRD環境社会配慮確認ガイドライン」) (2019)
カテゴリ	A/B/C/FI/IESE
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>EBRD環境社会配慮確認ガイドラインは、EBRD全体の上位の環境社会配慮文書。2つのパートから構成されており、前半はEBRDの基本原則 (Section I~XI)、後半は顧客向け要求事項であるPerformance Requirement (PR) (PR1~10) から成る。</li><li>EBRD環境社会配慮確認ガイドラインを補完する文書として、投資対象プロジェクトの環境社会審査とモニタリング手順を定めたProcedures for Environmental and Social appraisal and Monitoring of Investment Projects (2015) あり。</li><li>カテゴリIESEを導入している。適切な分類と評価範囲を決定するために、分類時に十分な情報が得られない場合はIESEに分類される。一旦IESEとして分類されたプロジェクトは、その後最終的にカテゴリA/B/C/FIの何れかに分類される。</li></ul>



# EBRDの環境社会配慮確認ガイドライン

EBRDは、2018年2月からEBRD環境社会配慮確認ガイドライン等の改訂を開始。2019年4月に新たなEBRD環境社会配慮確認ガイドラインを公開。

## • 改訂のスケジュール

- ステージ1 : 2018年2月12日～4月10日  
①EBRDポリシー2014を踏まえたプロジェクトの実施状況報告、②近年のグッドインターナショナルプラクティス、及び③他の国際機関の環境社会政策の動向の3点に関して、パブリックコメント及びステークホルダーとの市民社会組織とのコンサルテーション（2回）等の実施
- ステージ2 : 2019年1月21日～4月7日  
EBRD環境社会配慮確認ガイドライン2019ドラフトの提示
- 最終改訂版公開 : 2019年4月25日

## • 改訂点（特徴的な点） :

- EBRDはGood International Practiceに則り、融資するプロジェクトの継続的な改善を促し、プロジェクトの評価・モニタリングにおいて人権リスクを特定し、対処するプロセスを段階的に強化していくことを目指すとの姿勢を追加。
- 顧客に対し、気候変動リスク評価の実施を求めるが、気候変動のリスク管理にあたって、顧客十分なキャパシティを有していない場合には、その管理体制の構築等をTechnical Assistance等により支援することが追加。しかし、具体的にどのように気候変動リスク評価を実施するか等についての記述はなし。
- 生物多様性のノーネットロスを目的とすることが追加。また、このため、生物多様性オフセットの設計及び実施方法に係る要求事項が追加された。
- モニタリングにおける環境社会行動計画（ESAP）の実施状況の確認について追加。



# EBRDの環境社会配慮確認ガイドラインの構成

## EBRDの基本原則（目的、定義、EBRDの責任、情報公開、環境レビュー、レポーティング等）

PR 1	Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts 環境社会のリスクと影響に関する評価と管理
PR 2	Labour and Working Conditions 労働者及び労働環境
PR 3	Resource Efficiency and Pollution Prevention and Control 資源効率及び汚染回避及び防止
PR 4	Health, Safety and Security 衛生、安全及び保安
PR 5	Land Acquisition, Restriction and Land Use and Involuntary Resettlement 用地取得、土地利用制限及び非自発的住民移転
PR 6:	Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources 生物多様性保全及び自然資源の持続可能な管理
PR 7	Indigenous Peoples 先住民族
PR 8	Cultural Heritage 文化遺産
PR 9	Financial Intermediaries 金融仲介者
PR 10	Information Disclosure and Stakeholder Engagement 情報公開及びステークホルダーエンゲージメント



# IDBの環境社会配慮確認ガイドライン

ガイドライン名称 (最新発行年)	Environmental and Social Policy Framework (2020) (以下、「IDB ESPF2020」)
カテゴリ	インパクト分類：A/B/C/FI (カテゴリ分類と同等) リスク分類：High, Substantial, Moderate, Low
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>インパクト分類（カテゴリ分類）とリスク分類が併用されている。</li><li>旧IDB環境社会配慮確認ガイドラインは、5つのポリシー（上位ポリシー/災害リスク/住民移転/ジェンダー/先住民族）から構成されていた。それぞれ別の時期に制定されたため、一貫性が低く、明確性が欠如している点指摘された。IDB ESPF2020への改訂を経て、IFCに類似したスタイル（環境社会配慮に係る方針（Policy Statement）と借りに求める環境社会配慮の基準（Standards）もしくは要件（Requirement）を定める2部構成）となった。</li><li>同改訂に併せて組織改編も実施。</li></ul>



# IDBの環境社会配慮確認ガイドライン

IDBは、ポリシーに含まれる環境面と社会面の要素を1つの枠組みに統合し、IDBと借り手の責任を明確にすることを目的に改訂を行った。2020年9月に新たなIDBの環境社会配慮確認ガイドラインとして「IDB ESPF2020」を公開

## ・ 改訂のスケジュール

- ・ 2019年12月： IDBポリシー20201次ドラフト公開
- ・ ~2020年4月： パブリックコンサルテーション
- ・ 2020年7月： IDBポリシー2020 2次ドラフト公開
- ・ 2020年7月~8月： パブリックコメント
- ・ 最終改訂版公開： 2020年9月16日

## ・ 改訂点（特徴的な点）：

- ・ IFC PSと旧IDB環境社会配慮確認ガイドラインのポリシーのギャップが埋められる形で改訂が行われた。
- ・ カテゴリ分類に加えてリスク分類を導入。
- ・ 温室効果ガスの排出を最小化するために技術的・財務的に実行可能でCost Effectiveなオプションを検討するよう顧客に求める点を追加。
- ・ ジェンダーとステークホルダーエンゲージメントに係るスタンダードを独立させた。
  - ・ ESPS9：ジェンダー平等を考慮したガイダンス
  - ・ ESPS10：ステークホルダーエンゲージメントと情報開示として追加・更新（WBと同様の内容）





# IDB ESPF2020の構成

POLICY STATEMENT	
ESPS1	Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts 環境社会のリスクと影響に関する評価と管理
ESPS 2	Labor and Working Conditions 労働者及び労働環境に係る要求事項
ESPS3	Resource Efficiency and Pollution Prevention 資源効率及び汚染回避及び防止に係る要求事項
ESPS 4	Community Health, Safety, and Security 地域住民の衛生、安全及び保安に係る要求事項
ESPS 5	Land Acquisition and Involuntary Resettlement 用地取得及び非自発的住民移転に係る要求事項
ESPS6	Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources 生物多様性保全及び自然資源の持続可能な管理
ESPS7	Indigenous Peoples 先住民族に係る要求事項
ESPS8	Cultural Heritage 文化遺産に係る要求事項
ESPS 9	Gender Equality ジェンダー平等に係る要求事項
ESPS10	Stakeholder Engagement and Information Disclosure ステークホルダーエンゲージメント及び情報公開に係る要求事項



# 改訂中の機関の状況 AIIB

- **Environmental and Social Framework : AIIB環境社会フレームワーク**（現行版2019年2月一部改訂）
  - 3年ごとに環境社会配慮確認ガイドラインを改訂すると規定。
- **改訂プロセス**
  - フェーズ1：2020年1月から3月にかけて、パブリックコメントを実施
  - フェーズ2：2020年9月改訂ドラフトを公開の上で、2020年9月8日から11月8日までパブリックコメントを実施。
  - 2021年3月20日に完了見込み
- **改訂ドラフトにおける主な改訂ポイント**
  - ジェンダー平等、性的搾取、虐待等のハラスメントのリスクの特定及び配慮
  - 顧客が実施するプロジェクトにおいて気候変動に対応した新たな技術や製品やサービス等を採用することの奨励
  - 環境社会ガバナンス（ESG）投融資の考え方をふまえた評価
  - 生物多様性や生態系への気候変動の影響に伴うリスクを考慮や必要な対策を検討することに対してAIIBのTechnical Assistanceによる支援を行う点を追加
  - 新設及び既存のダムに係る要求事項の強化



# 改訂中の機関の状況 ADB

## • Safeguard Policy Statement : ADBセーフガードポリシーステートメント（2009年）

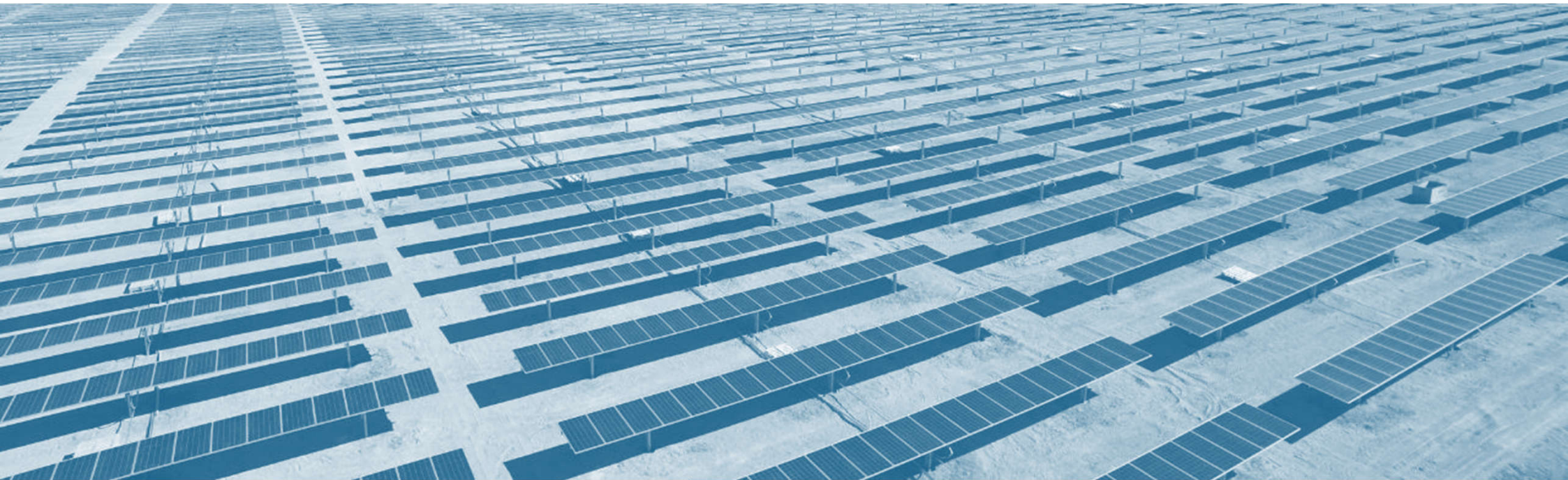
- 2020年11月 Background Information Paper for the Review and Update of the ADB Safeguards Policy Statementを公開。
- 今後2年間で改訂を計画。
- 被影響住民、NGO、政府系機関、民間企業等を含むステークホルダーとのコンサルテーションも計画されている。

## • 改訂目的

- ①アジア・太平洋地域の開発事情、顧客のニーズ、新しい資金調達方法等の変化への対応。
- ②他の多国間金融機関の環境社会配慮確認関連の文書との調和、手続きの合理化への対応。
- ③ADBセーフガードポリシーステートメントに対するADBの独立評価部門からの勧告（Recommendation）の検討・反映。

## • 改訂スケジュール（ADBウェブページの公開情報）

- 2020年12月～2021年3月 内部準備
- 2020年6月～2021年3月 初回コンサルテーション及びステークホルダーへの働きかけ
- 2020年9月～2021年6月 実施状況調査（結果及び提案事項）
- 2021年8月～2022年8月/9月 セーフガードポリシー改訂（ドラフト及び最終版）



## 第2部 まとめ





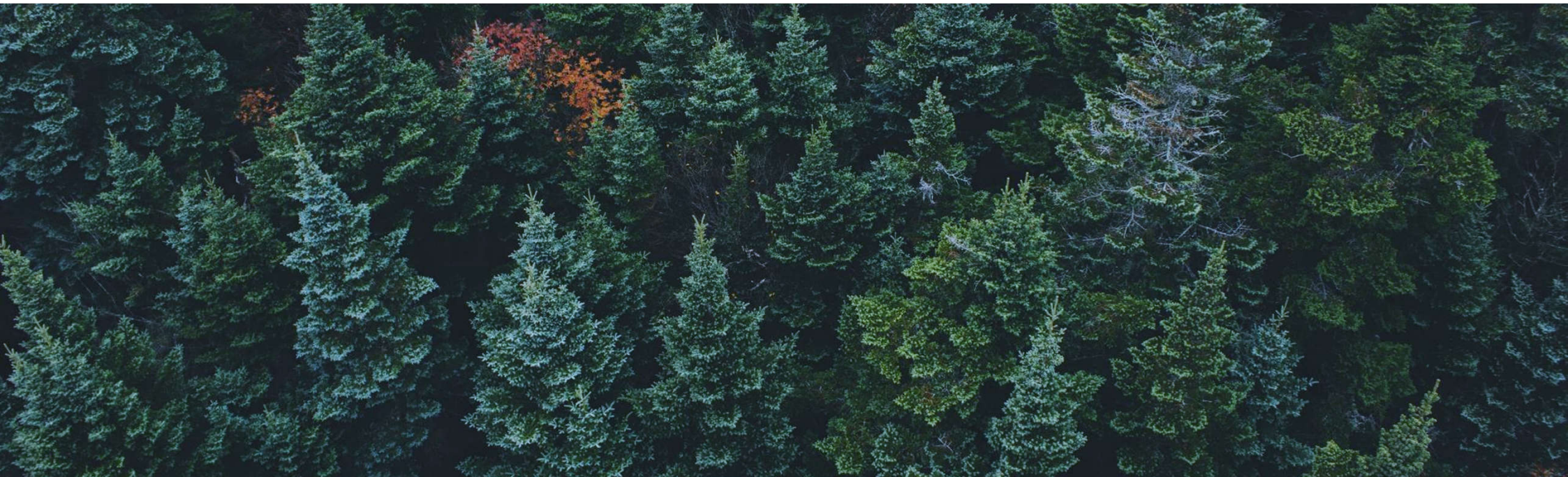
# まとめ

## ECAにおける環境社会配慮確認ガイドライン

- 各国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインはOECD環境コモンアプローチの内容をふまえて策定されている。いずれの機関とも環境社会配慮確認の手順を示した「ガイドライン」となっている。
- 環境関連の情報公開（環境レビュー結果の公開、モニタリング結果の公開等）については限定的。
- 環境社会配慮確認ガイドラインの異議申立制度を整備している機関は調査対象ECAの中ではUSEXIMのみ。
- ガイドライン改訂にあたって、パブリックコンサルテーションは行われておらず、パブリックコメントが実施されないケースもあり。

## その他国際機関におけるガイドライン

- 国際機関におけるガイドラインの改訂は、EBRD及びIDB共に、IFC持続可能性枠組みの構成や内容を参照している（国際機関にとってIFC持続可能性枠組がモデルになりつつある）。
- 顧客のキャパシティを評価しつつ、気候変動などで実行可能な要求をしつつ、その対応能力を補うべくテクニカルアシスタンスによる支援を通じて実効性を確保している国際機関が多い。
- 市民社会とのパブリックコンサルテーションを行わずに改訂する国際機関もあるが、おおむね数回のパブリックコンサルテーションは実施しつつ改訂されている。
- 2020年から2021年にかけてはADBの改訂が注目される。



# ご清聴ありがとうございました



連絡先：           イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社

環境事業部グローバル環境グループ 二郷 明子

E-mail : [a-nigo@eesol.co.jp](mailto:a-nigo@eesol.co.jp)